

12月定例会こんなことが決まりました

12月定例会は、12月2日から12日までの会期で開催されました。

議案19件を慎重に審議し原案のとおり可決しました。

一般質問では、10人の議員が町政の課題などを質しました。

熊野町美術博物館筆の里工房へ名称変更 入館料等が改定されます

既存施設を「本館」とし、新設施設を「創作館」として、両館をもって「熊野町美術博物館筆の里工房」になります。(施行日：令和8年4月1日)

本館への入館料の額の改訂

(1) 常設の展示

利用者の区分	個人		団体(20人以上)	
	現行	改正後	現行	改正後
小・中・高校生	150円	200円	120円	160円
その他15歳以上	300円	400円	240円	320円

※未就学児は無料

(2) 特別の展示

上表「利用者の区分」に応じた額	現行	改正後
	1,000円以内	2,000円以内

※特別の展示の入館料は、2,000円の範囲内で、展示会ごとに設定

※小・中・高校生料金は、15歳以上の半額を基本に設定

(3) 創作館の施設利用料(新設)

室名	利用料金		
和室	1単位時間当たり (1単位時間=3時間)	原則	800円
創作アトリエ		10時~13時	3,200円
第1室		13時半~16時半	3,200円
第2室			1,900円
第3室			1,400円
第4室			2,000円
クレヨンルーム			5,300円
パステルホール			2,500円
クリエイティブラウンジ			

※町外者が利用する場合は、所定の額の2倍

Q 誰でも使える創作館に施設利用料金が発生している。気軽に使用できるとは感じないが。

A 団体等が占用する場合の料金である。それ以外は、体験、教室、遊びなど気軽に利用できるスペースとなる。

熊野町乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)が始まります

乳児等通園支援事業とは、生後6か月から満3歳未満までの保育所に通っていない乳幼児が、月10時間まで保育所等に通園できる新たな制度。

※令和8年4月1日から実施

Q 障がいのある子も利用できるか。

A 面談の中で情報を確認して対応する。

Q 来年度から全ての保育施設で実施するのか。

A 最初は1か所から始めていく。



熊野町施設の指定管理者が決まりました

① 熊野中央ふれあい館(中溝)

指定管理者 株式会社 公和

指定期間 令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで(5年間)



▲熊野中央ふれあい館

② 熊野東ふれあい館及び深原地区公園(新宮)

指定管理者 特定非営利活動法人 きらら会

指定期間 令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで(5年間)



▲熊野東ふれあい館